

学校感染症の種類と出席停止期間の基準

感 染 症		出席停止の期間の基準
第 1 種 感 染 症	エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘 そう、南米出血熱、ペスト、マールブル 病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重傷急性呼吸症候群(病原体がコロナウイ ルス属 SARS ウイルスである物に限る)、 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザ ウイルス A 属性インフルエンザ A ウイルス であっても血清亜型が H5N1・H7N9 に限る)	治癒するまで
第 2 種 感 染 症	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を 経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正 な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現し た後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認めるまで
第 3 種 感 染 症	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した 後、1日を経過するまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感 染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜 炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
その 他 の 感 染 症	その他の感染症 溶連菌感染症 、ウイルス性肝炎、手足口 病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、 マイコプ ラズマ感染症 、感染性胃腸炎など	病状により学校医その他の医師において感染 の恐れがないと認めるまで ※学校教育活動において流行を防ぐため必要 があれば学校長が学校医に意見を聞き、第3 種の感染症として緊急的に措置がとりことがで きると定められています。